【年金ライフプラン講師認定基準】　（平成 28 年 3 月 1 日改定）

（ＰＬＰ事務局セミナー受講希望者）

PLP 事務局セミナーの受講希望

要件１

(1)ＰＬＰ事務局セミナー受講

（年金シニアプラン総合研究機構）

受講者全員に「ＰＬＰ事務局セミナー修了証」を交付

（ＰＬＰ講師を希望する者）

要件２

(2) PLP セミナー講師申請「年金ライフプラン講師認定・登録申請書」(様式 1 号)提出

＜認定条件＞

① 講師認定を希望する分野（『生きがい』『社会保険』『長期家計プラン』『資産運用』）に関するテーマ（任意）についてのレポート（500 字程度）を提出（様式 2 号）

②PLP セミナー講師としての実践経験（3 回以上）
「講義証明書」（様式 3 号）を提出

③講師認定に際し、講義要旨（講義を実施した内容）のレポート（3,000 字程度）を提出(様式 4 号)

（年金シニアプラン総合研究機構）

審査

＜登録条件＞
ＰＬＰ講師となろうとする者は別途定める講師登録手数料を公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構に支払うことを要する。なお、講師申請者本人または講師申請者の所属団体が公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構の賛助会員登録を行っている場合には講師登録手数料は免除される。

申請者の職務と経験を参考に「ＰＬＰ講師」の認定及び登録
「年金ライフプラン講師証」の交付（講師証の有効期限は 3 年）

継続要件

（ＰＬＰ講師）

各 PLP セミナーでの講師実施

（ＰＬＰ講師継続希望者）

(3)年金ライフプラン講師活動状況報告

＜継続条件＞ＰＬＰ講師継続セミナーの受講

（なお、欠席の場合は「各認定分野における最近動向（年金制度における議論や法改正等の動向、健康保険における最近の動向等)」に関するレポート（1,500 字程度）を提出。）

（年金シニアプラン総合研究機構）

講師実務経験及び継続条件に基づいて
ＰＬＰ講師の継続可否認定（3 年毎）
「年金ライフプラン講師証」の再交付

＜登録条件＞
引き続きＰＬＰ講師を希望する者は更新時に別途定める講師更新手数料を公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構に支払うことを要する。なお、講師申請者本人または講師申請者の所属団体が公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構の賛助会員登録を行っている場合には講師更新手数料は免除される。